

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和4年2月受付分）

【金銭寄付】

<故人が生前お世話になったため>

○原 浩様（若葉）	5,000円	○小田 喜美子様（端野町）	50,000円
○加藤 克明様（朝日町）	10,000円	○坂下 好子様（留辺蘂町）	30,000円
○大塩 希様（東京都）	10,000円	○佐藤 幹二様（留辺蘂町）	20,000円

<貯金箱で貯めた硬貨を福祉推進のために>

○故西尾 紘子様（緑ヶ丘） 21,704円

<カレンダーリサイクル市の益金の一部を福祉推進のために>

○カレンダーリサイクル市実行委員会様（寿町） 30,000円